

平成 2 6 年

上尾市教育委員会 8 月定例会
議案資料

目 次

議案第40号 資料

【上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について】

- ◇上尾市社会教育委員会議運営規則改正要旨 ----- 1
- ◇上尾市社会教育委員会議運営規則新旧対照表 ----- 2

議案第41号 資料 【平成26年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について】

- ◇歳入歳出補正予算事項別明細書 ----- 5

議案第40号資料

上尾市社会教育委員会議運営規則改正要旨

1 趣旨

現行	社会教育法第17条に規定する職務を行うため会議を開く場合はこの規則の定めるところによる。
改正案	上尾市社会教育委員に関する条例第5条の規定に基づき、上尾市社会教育委員の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

*社会教育法第17条

社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

*上尾市社会教育委員に関する条例第5条（平成26年4月1日施行）

この条例に定めるもののほか、委員に関し必要事項は、教育委員会規則で定める。

2 議長・副議長の任期

これまで社会教育委員の任期が2年であるのに対し、第3条第2項で議長・副議長の任期が1年と定めていた。これを他の附属機関の定めに倣い、任期と同様の2年とするため任期1年の規定を削除した。

3 庶務・委任

これまで第6条で書記を置くとしていたが、他の附属機関の定めに倣い、第4条で会議の庶務を教育総務部生涯学習課において処理するとした。また、他の附属機関の定めに倣い、第5条で委任の条文を定めた。

上尾市社会教育委員会議運営規則(案) 新旧対照表

(昭和35年上尾市教育委員会規則第1号)

現行	改正後 (案)
<p>○上尾市社会教育委員会議運営規則</p> <p>第1条 <u>上尾市社会教育委員（以下「委員」という。）が、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条に規定する職務を行うため会議を開く場合は、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>第2条 会議は、必要により、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。</p> <p>第3条 <u>会議の運営上、委員の互選により、議長、副議長各1人を選出するものとする。</u></p> <p>2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 議長は、<u>会議を主宰する。</u></p> <p>4 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときは、その</p>	<p>○上尾市社会教育委員会議運営規則</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 <u>この規則は、上尾市社会教育委員に関する条例（昭和49年上尾市条例第36号）第5条の規定に基づき、上尾市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下単に「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(議長及び副議長)</u></p> <p>第2条 <u>会議に、議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>**削除**</u></p> <p>2 議長は、<u>会務を総理し、会議を代表する。</u></p> <p>3 副議長は議長を補佐し、議長に事故のあるときは、その</p>

職務を行う。

第4条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって、これを決する。

3 議長は、会議の結果を、文書をもって教育長に報告しなければならない。

第5条 会議の運営上必要があるときは、専門部会を設けることができる。

第6条 会議に書記1人を置く。

2 書記は、教育長が、その補助職員のうちから任命する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

削除

削除

(庶務)

第4条 会議の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

削除

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第41号資料

●歳入決算事項別明細書

款項目節	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	予算額計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
13款 使用料及び手数料	1項 使用料								
8目 教育使用料	26,435,000	0	0	26,435,000	25,885,062	25,438,012	0	447,050	
1節 小学校使用料	198,000			198,000	198,628	198,628			小学校使用料
2節 中学校使用料	140,000			140,000	140,534	140,534			中学校使用料
3節 幼稚園使用料	5,670,000			5,670,000	5,697,050	5,250,000		447,050	幼稚園保育料
4節 社会教育使用料	19,164,000			19,164,000	18,758,050	18,758,050			市民ギャラリー使用料 1,974,000 公民館使用料 16,720,950 図書館瓦葺分館集会室使用料 63,100
5節 保健体育使用料	1,263,000			1,263,000	1,090,800	1,090,800			夜間照明施設使用料 45,000 平方スポーツ広場使用料 682,800 平方野球場使用料 146,500 平塚サッカー場使用料 216,500
14款 国庫支出金	1項 国庫負担金								
3目 教育費国庫負担金	165,633,000	16,823,000	0	182,456,000	182,472,000	182,472,000	0	0	
1節 小学校費負担金	165,633,000	16,823,000		182,456,000	182,472,000	182,472,000			公立学校施設整備費国庫負担金
14款 国庫支出金	2項 国庫補助金								
6目 教育費国庫補助金	74,760,000	107,249,000	372,047,000	554,056,000	493,705,000	493,705,000	0	0	
1節 小学校費補助金	1,231,000		275,570,000	276,801,000	297,400,796	297,400,796			就学援助費補助金 125,000 特別支援教育就学奨励費補助金 874,796 学校施設環境改善交付金(危険改築・不適格改築)(通次繰越) 111,877,000 理科教育設備整備費等補助金(繰越明許) 1,429,000 学校施設環境改善交付金(地震補強)(繰越明許) 26,001,000 学校施設環境改善交付金(大規模改造)(繰越明許) 146,156,000 学校施設環境改善交付金(太陽光発電導入)(繰越明許) 10,938,000
2節 中学校費補助金	1,526,000	109,157,000	96,477,000	207,160,000	120,168,204	120,168,204			就学援助費補助金 208,000 特別支援教育就学奨励費補助金 1,057,204 理科教育設備整備費等補助金(繰越明許) 1,232,000 学校施設環境改善交付金(地震補強)(繰越明許) 58,065,000 学校施設環境改善交付金(大規模改造)(繰越明許) 59,606,000
3節 幼稚園費補助金	70,901,000	▲1,908,000		68,993,000	75,133,000	75,133,000			幼稚園就園奨励費補助金
4節 社会教育費補助金	1,000,000			1,000,000	750,000	750,000			埋蔵文化財緊急調査費補助金
5節 保健体育費補助金	102,000			102,000	253,000	253,000			就学援助費補助金
《裏面へつづく》					《裏面へつづく》				

款項目節	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	予算額計	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
15款 県支出金	2項 県補助金								
6目 教育費県補助金	11,719,000	0	0	11,719,000	11,236,000	11,236,000	0	0	
1節 教育総務費補助金	9,854,000			9,854,000	9,828,000	9,828,000			中学校スポーツエキスパート活用事業補助金 924,000 学校教育に係る市町村助成金 8,904,000
2節 小学校費補助金	302,000			302,000	137,000	137,000			被災児童生徒就学等支援事業費補助金
3節 中学校費補助金	222,000			222,000	96,000	96,000			被災児童生徒就学等支援事業費補助金
4節 社会教育費補助金	500,000			500,000	375,000	375,000			埋蔵文化財緊急調査費補助金
5節 保健体育費補助金	841,000			841,000	781,000	781,000			被災児童生徒就学等支援事業費補助金 394,000 防犯共助県づくり推進事業補助金 387,000
6節 幼稚園費補助金	0			0	19,000	19,000			被災児童生徒就学等支援事業費補助金
15款 県支出金	3項 委託金								
3目 教育費委託金	110,000	0	0	110,000	110,000	110,000	0	0	
1節 教育総務費委託金	110,000			110,000	110,000	110,000			彩の国家庭・学校・地域ふれあい推進事業委託金
17款 寄附金	1項 寄附金								
5目 教育費寄附金	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	
1節 社会教育費寄附金	1,000			1,000	0	0			
18款 繰入金	1項 基金繰入金								
5目 文化芸術振興基金繰入金	2,140,000	0	0	2,140,000	2,136,650	2,136,650	0	0	
1節 文化芸術振興基金繰入金	2,140,000	0	0	2,140,000	2,136,650	2,136,650	0	0	文化芸術振興基金繰入金
20款 諸収入	3項 貸付金元利収入								
3目 教育費貸付金元利収入	8,272,000	0	0	8,272,000	11,783,000	7,743,000	0	4,040,000	
1節 教育総務費貸付金元利収入	8,272,000			8,272,000	11,783,000	7,743,000	0	4,040,000	入学準備金返還金 3,741,000 奨学金返還金 4,002,000
20款 諸収入	6項 諸収入								
4目 雑入	5,184,000	0	0	5,184,000	8,570,597	8,570,597	0	0	
1節 雑入（教育費）	5,184,000			5,184,000	8,570,597	8,570,597		0	複写機使用料 1,333,900 市史報告書等売払代金 3,600 文化財冊子売払代金 1,180 自動販売機電気使用料 362,622 中学生海外派遣保護者負担金 1,360,000 緑の募金緑化事業交付金 500,000 （財）自治総合センターコミュニティ助成金 2,000,000 その他 3,009,295

●歳出決算事項別明細書（人件費を含む。）

	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費繰越額	予備費支出 及び 流用増減	予算額 計	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
9 款 教育費	5,533,588,000	496,251,000	1,473,554,000	2,814,000	7,506,207,000	6,651,888,784	繰越明許額 585,000,000 繰越明許額 3,354,000	265,964,216	
1 項 教育総務費	825,128,000	9,367,000	0	5,028,000	839,523,000	801,523,529	0	37,999,471	
1 目 教育委員会費	4,768,000				4,768,000	4,662,510		105,490	97.8%
2 目 事務局費	465,395,000			4,900,000	470,295,000	464,160,284		6,134,716	98.7%
3 目 教育指導費	319,225,000	9,367,000			328,592,000	296,999,274		31,592,726	90.4%
4 目 教育センター運営費	35,740,000			128,000	35,868,000	35,701,461		166,539	99.5%
2 項 小学校費	1,395,111,000	▲16,733,000	996,943,000	▲100,000	2,375,221,000	2,254,628,053		120,592,947	
1 目 学校管理費	745,831,000	▲16,733,000		▲100,000	728,998,000	700,555,131		28,442,869	96.1%
2 目 教育振興費	61,284,000		2,860,000		64,144,000	61,397,352		2,746,648	95.7%
3 目 学校建設費	587,996,000		994,083,000		1,582,079,000	1,492,675,570		89,403,430	94.3%
3 項 中学校費	594,364,000	554,673,000	476,611,000		1,625,648,000	977,534,198	繰越明許額 585,000,000	63,113,802	
1 目 学校管理費	420,455,000	▲8,298,000		72,000	412,229,000	400,812,931		11,416,069	97.2%
2 目 教育振興費	62,210,000		2,475,000	▲72,000	64,613,000	60,835,267		3,777,733	94.2%
3 目 学校建設費	111,699,000	562,971,000	474,136,000		1,148,806,000	515,886,000	繰越明許額 585,000,000	47,920,000	44.9%
4 項 幼稚園費	450,848,000	▲9,863,000		▲200,000	440,785,000	438,384,809		2,400,191	
1 目 幼稚園費	450,848,000	▲9,863,000		▲200,000	440,785,000	438,384,809		2,400,191	99.5%
5 項 社会教育費	943,611,000	▲21,737,000		▲1,207,000	920,667,000	902,227,036	繰越明許額 3,354,000	15,085,964	
1 目 社会教育総務費	134,360,000	▲10,956,000		▲1,406,000	121,998,000	118,436,262		3,561,738	97.1%
2 目 公民館費	408,993,000	▲6,735,000		399,000	402,657,000	398,346,485		4,310,515	98.9%
3 目 図書館費	364,446,000	▲4,046,000		▲1,201,000	359,199,000	350,196,307	繰越明許額 3,354,000	5,648,693	97.5%
4 目 子どもの読書活動推進費	11,109,000				11,109,000	10,795,839		313,161	97.2%
5 目 集会所運営費	14,757,000			542,000	15,299,000	14,404,781		894,219	94.2%
6 目 文化財保護費	7,030,000			459,000	7,489,000	7,184,736		304,264	95.9%
7 目 市史編さん費	2,916,000				2,916,000	2,862,626		53,374	98.2%
6 項 保健体育費	1,324,526,000	▲19,456,000		▲707,000	1,304,363,000	1,277,591,159		26,771,841	
1 目 保健体育総務費	314,808,000			6,200,000	321,008,000	316,209,388		4,798,612	98.5%
2 目 学校給食費	590,995,000	▲19,456,000		▲7,800,000	563,739,000	544,681,426		19,057,574	96.6%
3 目 共同調理場運営費	308,199,000				308,199,000	306,993,202		1,205,798	99.6%
4 目 社会体育費	29,201,000			1,685,000	30,886,000	29,716,957		1,169,043	96.2%
5 目 スポーツ施設費	81,323,000			▲792,000	80,531,000	79,990,186		540,814	99.3%